年度」に、「平成十八年度」を「平成十四年度」に改め、同号13中「市町村立等病院」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度分の市町村立等病院」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「平成十五年度以降に」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度において」に改め、同号15中「市町村立大学附属病院」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度分の市町村立大学附属病院」に、「平成十五年度以降に」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度において」に改め、同号28中「平成十八年」を「平成十九年」に改め、同号28を同号31とし、同号27中「平成十八年」を「平成十九年」に改め、同号26を同号29とし、同号25中「23」を「27」に改め、同号25を同号28とし、同号24中「0.566」を「0.522」に、「0.497」を「0.450」に、「1.68」を「1.69」に、「0.81」を「0.80」に、「10,554」を「10,746」に、「9,276」を「9,274」に、「0.417」を「0.400」に、「33万円以下段階保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.96を乗じて得た数に保険料軽減者数計の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数から33万円以下段階保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数」を「33万円以下段階保険料軽減者数に0.96を乗じて得た数に保険料軽減者数計から33万円以下段階保険料軽減者数」に、「0.856」を「0.744」に、「国保税調」を「市町村税課税状況調（国保関係）」に、「平成18年」を「平成20年」に、「0.26」を「0.24」に、「0.08」を「0.07」に、「51」を「48」に、「0.09」を「0.03」に、「4,510」を「4,460」に、「1,684」を「1,722」に、「1,177.7」を「1,173.7」に、「172,000」を「179,000」に、「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、「平成19年9月19日付け保発第0919001号」を「平成19年9月30日」に改め、同号24を同号27とし、同号23を同号26とし、同号22中「上水道一般会計出資債」を「平成十二年度から平成二十年度までの各年度分の上水道一般会計出資債」に、「平成十九年度までに」を「平成二十年度までの各年度において」に改め、同号22を同号25とし、同号17から同号21までを同号20から同号24とし、同号16中「一七四円」を「一七二円」に、「二七四円」を「二七九円」に改め、同号16を同号19とし、同号15の次に次のように加える。

16　基準病院事業一般会計出資債同意等額は、平成二十年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度において発行に同意又は許可をした地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する一般会計又は特別会計に係る当該地方債の同意等の額（協議が成立しないときは、総務大臣が協議した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）によりあん分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

17　救急告示病院数は、前年の三月三十一日における救急告示病院（省令第二条の規定により告示された市町村が地定により独立行政法人法第六条第三項に規定する独立行政法人の経営するものを含む。）の数とする。この場合において、市町村が組織するいずれかの市町村の経営する救急告示病院とみなす。

18　救急告示病床数は、前年の三月三十一日における救急告示病院の病床の数（その数が三十を超える場合にあつては、三十）を合算した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の救急告示病院の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が定める率（総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が承認した率）によりあん分したものをそれぞれの都道府県及び市町村の救急告示病床数（総務大臣が指定する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の救急告示病床数）とみなす。

8　年間平均利用者数は、前年度における施設の延べ利用者数を施設の運営日数で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

第九条第一項の表市町村の項第十二号1中「0.192」を「0.195」に、「平成18年度」を「平成19年度」に、「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号3中「0.0308」を「0.0271」に、「0.0196」を「0.0172」に、「0.0028」を「0.0025」に改め、同号6中「115」を「82」に、「1,066」を「1,463」に、「82,500」を「85,300」に改め、同項第十三号1中「0.076」を「0.085」に改め、同項第十四号1中「35.079」を「33.168」に、「3,246.1」を「3,069.3」に、「418.8」を「396.0」に改め、同号2中「33.533」を「32.031」に改め、同号4中「一、五五一」を「一、三三七」に改め、同条第三項中「市町村の」を削り、同条第七項中「〇・〇二七」を「〇・〇二六」に改め、同条第十項中「〇・〇四八四」を「〇・〇五一四」に改め、同条第十一項中「三・一四三」を「三・一六五」に「〇・一一九」を「〇・一一一」に改め、同条第十二項中「三・一四二」を「三・一六五」に、「〇・二一二一」を「〇・一一一」に、「一・〇五〇」を「一・〇六〇」に、「〇・一一一」を「〇・一一九」に改め、同条第十三項中「〇・一三七」を「〇・一一五」に、「〇・一四七」を「〇・一一九」に改め、同項第十四号1中「〇・一六四」を「〇・一七九」に改め、同条第十四項中「〇・五九四」を「〇・五八一」に、「〇・三五四」を「〇・三五六」に、「〇・三五三」を「〇・三五一」に、「一・〇二七」を「一・〇三八」に、「〇・一八一」を「〇・一八二」に、「〇・〇九八」を「〇・〇九九」に、「〇・〇九二」を「〇・〇八九」に、「〇・〇八四」を「〇・〇八六」に、「〇・一八六」を「〇・二一九」に、「〇・五三八」を「〇・四九五」に改め、同条第十五項中「当該測定単位に係る都道府県立病院密度に」を「当該測定単位に係る都道府県立病院密度、」に、「都道府県立病院事業債許可額密度を加えた」を「都道府県立病院事業債同意等額密度の合計数」に、「〇・〇五〇」を「〇・〇六一」に、「及び当該測定単位に係る上水道一般会計出資債許可額密度」を「、当該測定単位に係る病院事業一般会計出資債同意等額密度、当該測定単位に係る救急告示病院等密度及び当該測定単位に係る上水道一般会計出資債同意等額密度」に、「〇・一七五」を「〇・一七〇」に、「〇・三四五」を「〇・三三二」に改め、同条第十六項中「〇・〇一一〇」を「〇・〇一〇二」に、「〇・一五五」を「〇・一四三」に、「〇・〇三四」を「〇・〇三二」に、「〇・二五九」を「〇・二二一」に改め、同条第十七項中「ア」を削り、「〇・八四一」を「〇・八六〇」に改め、同条第十八項中「〇・〇二〇」を「〇・〇一九」に、「三・一二八」を「三・〇七一」に、「〇・五〇八」を「〇・五二〇」に改め、同条第十九項中「〇・〇四八二」を「〇・〇四九一」に、「〇・〇二三五」を「〇・〇二二五」に改め、同条第二十項中「〇・〇二〇四」を「〇・〇二二一」に、「〇・〇三〇三」を「〇・〇二六七」に改め、同条第二十一項中「〇・二二一」を「〇・二一一」に、「〇・三」を「〇・四」に改める。

第十条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「、当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のCに定める率、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のCに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の世帯数に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の世帯数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のDに定める率」を「並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のBに定める率」に、「三・七四八」を「一・五六六」に、「一七・〇〇四」を「七・二三二」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「〇・六二九」を「〇・六一四」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十二項中「平成十九年」を「平成二十年」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十三項中「平成十九年」を「平成二十年」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十五項中「地域振興費」のうち人口を測定単位とするもの」を「地域振興費」に改め、同